

こども青少年・健康福祉・病院経営委員会

資料一覧

1 要求資料

「こども青少年・健康福祉・病院経営委員会要求資料」(表紙)

資料 16 神奈川健康福祉経営協同組合におけるサーバー増設について

2 社団法人横浜市病院協会に対する補助金等事務事業調査の結果及び対応について

(1) 補助金の不正受給に係る調査結果について

資料 1 「補助金の不正受給に係る調査結果について」

(2) 病院整備資金融資事業による融資案件の調査について

資料 2 「病院整備資金融資事業による融資案件の調査について」

資料 3 「病院整備資金融資事業 調査実施済案件」

資料 4 「病院整備資金融資事業 不適切な制度利用に係る案件一覧」

(3) 補助金等事務事業に関する本市側の事務内容の検証について

資料 5 「病院協会に対する補助金等の不正に関する本市側の事務内容の検証
について」

MSE(株) IPドメインSEARCH 検索結果

■ 大切なドメイン名なら MSEへ 世界のドメイン取得 (返信迅速) ■

IE ver7および IE7が標準搭載されたWindows Vistaは日本語ドメインに対応しました

あなたが検索されたアドレス [YHANET.jp] のJPNICからの応答は以下の通りです。

Domain Information: [ドメイン情報]

[Domain Name] YHANET.JP ※

[登録者名] 神奈川県健康福祉経営協同組合 ※

[Registrant] Kanagawa hwm coop.

[Name Server] ns.toukei-retail.net

[Name Server] ns1.yhanet.jp

[登録年月日] 2004/08/17 ※

[有効期限] 2008/08/31

[状態] Active

[最終更新] 2007/09/01 01:05:05 (JST)

Contact Information: [公開連絡窓口]

[名前] 神奈川県健康福祉経営協同組合

[Name] Kanagawa hwm coop.

[Email] ██████████

[Email] ██████████

[Web Page]

[郵便番号] 222-0026

[住所] 神奈川県横浜市港北区篠原町2797

[Postal Address] 2797 Shinohara-cho,Kouhoku-ku,Yokohama city,

Kanagawa 222-0026, JAPAN

[電話番号] 045-402-6533

[FAX番号] 045-402-6532

詳細検索

(さらに担当者情報、ネームサーバー情報、ネットワーク情報等の詳細検索ができます。)
(入力された内容でそのまま検索しますので間違いの無い様に、スペース等にご注意下さい。)

詳細検索

検索先(Whoisサーバー)の選択

現在の検索先 JPNIC 米NIC APNIC RIPE ARIN MIL GOV

上記以外の検索先を指定する場合

(例:whois.nic.ad.jp)

横浜市病院整備資金融資事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、社団法人横浜市病院協会（以下「病院協会」という。）が横浜市（以下「市」という。）から補助を受けて行う横浜市病院整備資金融資事業（以下「融資事業」という。）の事業内容及び病院への融資を行う際の必要な事項を定めるものとする。

(融資事業の種類)

第2条 病院協会が地域医療の確保・充実を図るために行う融資事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医療の専門化・高度化への対応や患者サービスの向上を図るための施設の整備事業
- (2) 療養病床の整備事業
- (3) 看護師等の確保・定着のための宿舍等の整備事業
- (4) 患者の安全対策のための災害・防災設備の整備事業
- (5) 地震発生時に病院機能を確保するための建物補強工事等事業

(融資の方法)

第3条 融資事業の実施方法は、取扱金融機関の自己資金により、医療機関に融資を行う。

(融資業務への補助)

第3条の2 市は、前条の規定により、取扱金融機関が融資を実行するための資金を調達するうえで必要とする経費等を取扱金融機関に対し補助する。

2 前項の規定による補助は、融資案件が翌年度以降融資残高分（平成14年度末以前の療養病床整備以外の融資残高分は除く。）として残った場合にも適用とする。

3 補助金額及び手続きについては別に定める。

(平成14年度以前の融資の残高分)

第4条 第3条の規定にかかわらず、平成14年度以前の融資分については、第19条の規定により取扱金融機関が市から受けた預託金を、別に定める基準によって融資残高分に充当する。

(取扱金融機関の義務)

第5条 取扱金融機関は、病院協会から融資の指示があったものについて、速やかに融資を行わなければならない。

2 取扱金融機関は、融資実行後速やかに返済予定表を添付のうえ、融資実行報告書を病院協会に提出するとともに、毎月償還状況報告書を提出しなければならない。

3 取扱金融機関は、病院協会が必要なときは、融資状況の報告を行わなければならない。

第2章 融資事業内容及び手続き等

(融資の対象施設及び資金)

第6条 融資の対象施設は、公的病院（国公立、及びこれに準じる医療施設をいう。）を除き、市内に開設する中小病院（おおむね300床未満）とする。

2 前項に規定する施設に対して次に掲げる資金について融資を行う。

- (1) 病院の新築・増改築資金
- (2) 療養病床の整備資金
- (3) 医療機器の購入資金
- * (4) 看護宿舎等の整備資金
- (5) 災害・防災設備の整備資金
- (6) 地震対策補強工事等資金

* 3 前2項に規定する融資の対象施設及び資金の細部基準については、別に定める。

(融資条件)

第7条 融資は、別表に掲げる融資条件により行う。

2 融資の対象施設は、別表に掲げる各資金ごとの融資限度額を越えてその資金の融資を受けることができない。

(融資の申込)

第8条 融資を受けようとするものは、別に定める書類を添付して、次の申込書類を病院協会に提出しなければならない。

- (1) 医療機関整備資金借入申込書
- (2) 借入事業計画書

(審査)

第9条 病院協会は、前条の申込を受けたときは、書類調査及び必要に応じて実地調査を行い、第14条の規定により設置された横浜市病院事業整備資金融資審査会に融資の適否を諮る。

(融資の指示)

第10条 病院協会は、前条の審査で適当と認められたものについて、融資指示書により取扱金融機関に融資の指示を行う。

(完了検査)

第11条 病院協会は、融資対象事業の完了後、対象施設が完了届を提出した後、速やかに完了検査を行わなければならない。

2 完了検査は、融資対象事業の実地検査及び別に定める書類等の確認をもって行う。

3 病院協会は、完了検査終了後速やかに、別に定める融資対象事業完了検査報告書に必要な書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(借受者の義務)

第12条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 救急医療に対する積極的な協力、及び横浜市が病院協会・医師会・歯科医師会等と共同して行う保健医療業務や地域医療業務や地域医療推進への協力をする事。
- (2) 融資対象事業完了後、完了届を速やかに提出し、病院協会の完了検査を受けること。また、毎年度末に有し対象施設の現況報告を病院協会に提出すること。

(以下省略)

横浜市病院整備資金融資事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市病院整備資金融資事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行についての必要な事項を定める。

(取扱金融機関の協調割合)

第2条 要綱第3条の規定に基づき、神奈川県医師信用組合は、横浜市病院協会（以下「病院協会」という。）からの預託金に、その1.0から2.0倍の範囲内の自己資金を加えて、病院への融資を行う。

各年度の具体的な協調割合は、横浜市予算の定めによる。

但し、宿舍等整備資金及び災害・防災設備整備資金については、預託金の範囲内で融資を行う。

(融資申込)

第3条 要綱第8条の規定に基づく融資申込は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 医療機関整備資金借入申込書（様式1）
- (2) 借入事業計画書（様式2）
- (3) 土地地積図，土地・建物登記簿謄本
- (4) 建物平面図，及び見積書
- (5) 確定申告書の写し（法人の場合は決算書の写し），その他参考書類

2 申込方法については、年に2回から3回程度で一定の申込期間を設定して行う。具体的な申込時期については、病院協会が取扱金融機関及び横浜市との協議の下に決定する。

(融資の対象施設及び資金等)

第4条 融資の対象施設は、公的病院（公的病院とは、国・県・市が開設するもの、及びこれに準じる病院をいう。）を除き、市内に開設する、おおむね300床未満の病院で次に掲げるものをいう。

- (1) 一般病院
- (2) 精神病院
- (3) 結核病院

2 融資の対象資金は、次に掲げる資金のうち、要綱第14条に規定する審査会で認められたものをいう。

- (1) 新築・増改築資金は、医療内容の充実を図るためのものであり、医療法に基づき神奈川県との事前調整済の事業であること。
- (2) 医療機器の購入資金は、購入総額が500万円未満のものは除く。

※ (3) 宿舎等整備資金は、看護婦等の医療従事者のための宿舎や保育施設等の新築・増改築のための資金をいう。なお、これらの施設のためのマンション等の建物の購入も含むものとする。

(4) 災害・防災設備整備資金

ア 災害設備整備資金は、災害時の医療の確保を図るため、自家発電装置、貯水槽、及び災害用医薬品・機器等の備蓄庫等の整備のための資金をいう。

但し、購入価格が10万円未満の機器類は除く。

イ 防災設備整備資金は、スプリンクラーや防火扉、火災警報システム等、患者の防災対策のための設備整備の資金をいう。

3 前項第1号乃至第4号の資金について融資の併用を認める。

4 融資金額は、1万円未満の端数を切り捨てる。

(物的担保権設定の免除)

第5条 物的担保権の設定について、次の各号の要件を満たすときは、その免除ができる。

- (1) 融資金額が、500万円以下である。
- (2) 融資期間が、5年以内である。
- (3) 物的担保権を徴収しなくても、資金回収に支障がないと認められる場合。

(融資事務の委任)

第6条 病院協会は、次に掲げる融資事務について取扱金融機関に委任

することができる。

- (1) 借入申込医療機関の財務調査に関する事務
- (2) その他横浜市長が認める融資事務

(病院協会への補助)

第7条 要綱第27条の規定により、病院協会が融資業務を行うために必要な人件費・会議費・消耗品費・通信運搬費等の管理・運営経費について横浜市は、病院協会の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

(附則)

この取扱要領は、平成3年12月 5日から施行する。

新横浜母と子の病院における融資制度の
不適切利用に伴う本市の逸失利益額(試算)

(新横浜コート308号室に係る無利子融資資金の繰上償還に関して)

融資実行日の平成5年8月17日から要綱に基づく融資の継続を不相当と認める事実があったものと
し、実際に繰上償還が行われた平成20年5月30日までの間に発生した本市の逸失利益を、民事法
定利率「年5分」(民法第404条)を用いて試算した結果は次のとおりです。

逸失利益額 25,255,554円

病院整備資金貸付実績

	件数	金額 (千円)
平成3年度	30	485,714
平成4年度	35	499,143
平成5年度	46	721,429
平成6年度	29	687,143
平成7年度	24	572,214
平成8年度	21	567,536
平成9年度	0	0
平成10年度	1	2,286
平成11年度	1	35,000
平成12年度	0	0
平成13年度	2	88,000
平成14年度	8	580,600
平成15年度	4	82,250
平成16年度	7	511,700
平成17年度	7	541,200
平成18年度	7	337,700
平成19年度	4	403,660
累計	226	6,115,575

(参考) 病院整備資金貸付残高 (平成20年3月31日現在)

件数	残高 (千円)
80	3,139,468

神奈川健康福祉経営協同組合におけるサーバー増設について

社団法人横浜市病院協会平成 18 年度第 6 回理事会（平成 18 年 10 月 11 日開催）の議事録によれば、病院情報システムの更新等によりサーバーの容量に不足をきたしていることなどから、神奈川健康福祉経営協同組合が設置・管理しているサーバーの増設を行うこととされています。

このサーバーの増設が行われたかどうかについて、確認した結果は次のとおりです。

- 1 平成 20 年 7 月 11 日付けで、病院協会を通じて、健福協に対してサーバーの増設の有無を問い合わせましたが、現在までに回答はありません。
- 2 平成 20 年 7 月 23 日付けで、こども青少年・健康福祉・病院経営委員会委員に配布させていただきました当局の資料のうち、資料 8 の参考 4 「刑事告訴する場合に備えて準備した「告訴状メモ」」の中に次のような記述があります。

〔5 ページ上段〕

「④組合は、この契約で 18 年 10 月に新たなサーバーを購入し、維持管理することになっているが、新たなサーバーは購入していない。」

- 3 サーバー設置の有無について、実際にサーバーの維持管理を行っている(株)東計電算（(株)シーガルを吸収）の担当部門に問い合わせたところ、サーバーを増設若しくは交換した事実はないとの回答を得ています。

補助金の不正受給に係る調査結果について

		補助金精算報告書の記載内容	6月6日記者発表時点での確認内容	新たに確認された内容	補助確定額及び返還額
横浜市病院情報システム更新事業補助金 予算額 各300万円	平成17年度	外部委託による執行 320万円 (精算額 300万円) 請求書の発行元:(株)シーガル	外部委託による執行 105万円 差額 215万円 (精算額との差 195万円) 支払先:(株)シーガル		補助確定額 105万円 返還額 195万円
	平成18年度	外部委託による執行 336万円 請求書の発行元:(株)シーガル	外部委託による執行 220万 275円 支払先:神奈川県健康福祉経営協同組合 (株)シーガルの請負金額 200万 250円 上記の支払額には、一部補助対象外のものが含まれていた △ 80万8,500円 差額 80万8,500円	健福協に支払われた20万250円の差額((株)シーガルの請負金額の10%相当額)については、システムの知的財産権やドメインの使用権を健福協が有していることなどが理由とされていたが、いずれも正当な支払理由とは言えず、補助対象としては不適格なものと認められた。	補助確定額 126万5,250円 * 200万250円 - 80万8,500円 × 1/1.1 返還額 173万4,750円
		計 336万円 (精算額 300万円)	計 139万1,775円 差額 196万8,225円 (精算額との差 160万8,225円)		
地域連携クリティカルパス調査・研究事業補助金 予算額 300万円	平成18年度	外部委託による執行 157万5,000円 請求書の発行元:(株)シーガル	外部委託による執行 92万4,000円 支払先:神奈川県健康福祉経営協同組合 (株)シーガルの請負金額 840,000円	健福協に支払われた8万4,000円の差額((株)シーガルの請負金額の10%相当額)については、システムの知的財産権やドメインの使用権を健福協が有していることなどが理由とされていたが、いずれも正当な支払理由とは言えず、補助対象としては不適格なものと認められた。	補助確定額 113万4,511円 * 84万円 + 29万4,511円 返還額 186万5,489円
		協会の直接執行 142万5,000円	協会の直接執行 29万4,511円		
		計 300万円 (精算額 300万円)	計 121万8,511円 差額 178万1,489円 (精算額との差 178万1,489円)		
医療機関整備資金貸付事業事務補助金 予算額 各180万円	平成15年度	協会の直接執行 180万円 (精算額 180万円)	協会の直接執行 180万円 上記の支払額には、一部補助対象外のものが含まれていた △ 7万3,314円 差額 7万3,314円 (精算額との差 7万3,314円)		補助確定額 172万6,686円 返還額 7万3,314円
	平成16年度	協会の直接執行 180万円 (精算額 180万円)	協会の直接執行 180万円 上記の支払額には、一部補助対象外のものが含まれていた △ 7万5,654円 差額 7万5,654円 (精算額との差 7万5,654円)		補助確定額 172万4,346円 返還額 7万5,654円

(精算額との差の合計 548万8,682円)

返還額合計 569万9,207円

病院整備資金融資事業による融資案件の調査について

1 調査の対象等

- (1) 制度の不適切な利用が明らかとなっている「新横浜母と子の病院」及び「日吉病院」について、既に償還済みの案件を含め、全融資案件を対象に調査を行いました。〔2病院24件〕
- (2) 他の病院についても、不適切利用の可能性が比較的高いと考えられる「宿舎等整備」に係る案件(融資実行中のもの)を対象に調査を行いました。〔7病院8件〕 ※以上、今回報告分〔計9病院32件〕
- (3) なお、「宿舎等整備」以外の融資実行中案件〔23病院57件〕についても、既に施設の現況等に関する報告の依頼を行うなど、調査に着手しており、取りまとめしだい報告いたします。

単位=件

	調査対象	調査実施済	内 訳							調査継続中
			有利子			無利子				
			増改築	医療機器	療養病床	宿舎	災害・防 災設備	地震対策		
新横浜 母と子の 病院	融資実行中	8	8	3	—	—	4	—	1	0
	償還済み	6	6	—	3	—	—	2	1	0
	計	14	14	3	3	0	4	2	2	0
日吉病院	融資実行中	7	7	3	—	1	2	—	1	0
	償還済み	3	3	—	1	—	—	2	—	0
	計	10	10	3	1	1	2	2	1	0
その他の 病院 〔23病院〕	融資実行中	65	8	—	—	—	8	—	—	57
合 計 〔25病院〕	融資実行中	80	23	6	—	1	14	—	2	57
	償還済み	9	9	—	4	—	—	4	1	0
	計	89	32	6	4	1	14	4	3	57

今回報告分

* 融資実行中・償還済みの区分は、平成20年3月31日現在。ただし、新横浜母と子の病院の融資実行中・宿舎4件のうち1件は、平成20年5月30日繰上償還済み。

* 調査継続中57件の内訳は、増改築30件、医療機器5件、療養病床11件、災害・防災設備9件、地震対策2件。

2 調査の方法

- (1) 融資申込から現在までに借受者から提出された書類、金融機関に保管されている書類、登記簿等の確認を行いました。
- (2) 各病院に、融資に係る施設の現況等について文書で報告を求めた上で、職員による現地調査及びヒアリング等を実施しました。

3 不適切利用の判定等

- (1) 「横浜市病院整備資金融資事業実施要綱」に定める「繰上償還」に関する規定に基づき、制度の不適切な利用に該当するか否かの判定を行いました。
- (2) 制度の不適切な利用に該当すると判定された融資案件については、融資資金の繰上償還を求めるとともに、本市の逸失利益についても併せて支払いを求めてまいります。

横浜市病院整備資金融資事業実施要綱(平成17年度以前の融資案件に適用)関係部分抜粋

(繰上償還)

第13条 借入金の繰上償還は、原則として認める。

2 病院協会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、融資金の繰上償還の措置をする必要があると認めるときは、その旨を借受者及び取扱金融機関に指示する。

- (1) 融資申込の際に提出された書類に不実の記載があったとき
- (2) 融資を受けた資金を第6条に規定する用途以外に使用したとき
- (3) 融資対象施設を撤去又は譲渡したとき、並びに使用目的の変更をしたとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、要綱に基づく融資の継続を不相当と認める事実があったとき

病院協会に対する補助金等の不正に関する本市側の事務内容の検証について

1 調査の目的・趣旨

なぜ、横浜市病院協会の不正が当時見抜けなかったのか、局コンプライアンス推進委員会のもとに該当所管課を除いた局内各課の課長を中心に調査チームをつくり、対象となる事務事業の制度とその運用の両面から検証を行った。

2 調査期間

平成 20 年 6 月 25 日～7 月 24 日

3 調査対象事務

(1) 補助金

- ①横浜市病院情報システム更新事業補助金（平成 17～18 年度）
- ②地域連携クリティカルパス調査・研究事業補助金（平成 18 年度）

(2) 病院整備資金融資事業

融資事案の調査によって明らかになった問題点を踏まえ、①融資審査、及び②融資実施後の対象事業の状況確認が適正であったかどうか検証を行った。

4 調査方法

- (1) 要綱等に基づく起案文書等の書類審査
- (2) 当時の担当職員からの聴き取り調査

5 調査結果の概要

(1) 補助金

①補助金の不正受給を見抜けなかった要因

これら補助事業は、実績報告時に、「事業実績報告書」、「収支決算書」が必須の資料であったところ、第三者である請負業者からの有印文書である「請求書」が加えて添付されており、審査・精算事務においては、より真正である印象を担当者に与

えていたようである。このため、今回の所管課の立入調査で判明した「請求書」自体が虚偽であることを、当時は全く考えもしていなかった。

また、横浜市病院情報システム更新事業については実際にホームページがリニューアルされており、地域連携クリティカルパス調査・研究事業費については所管課職員がセミナー等に参加するなど、いずれも具体的な事業成果が確認されていたことから、補助金事業の不正受給までは思いが至らなかった。

②書類上の不備や課題

補助金関係書類の点検調査を行ったところ、横浜市病院協会からの補助金交付申請による補助金交付決定、また、横浜市病院協会からの事業完了後に提出される実績報告による補助金の額の確定については、規則、要綱に照らして、書類上の問題点はなかったが、補助金確定後に通知すべき「補助金確定通知書」の送付をしていないなど、次のとおり、書類上の不備や課題があった。

ア 平成18年度横浜市病院情報システム更新事業補助金と平成18年度地域連携クリティカルパス調査・研究事業補助金について、横浜市病院協会からの補助金精算報告を審査し、補助金額を最終的に確認したが、事務上、金額確定後に通知すべき「補助金確定通知書」を通知していなかった。

イ 交付申請額と精算額に相当の増減があった項目については、その理由が付記されているものもあるが、特に委託費用で大きく増えた項目等についてはその理由の詳細が未記載であった。

《改善策》

ア 今回問題となった横浜市病院協会の補助金については、「領収証」の添付を義務付けていないが、「請求書」が虚偽であったことを考えると、「領収証」さえも真偽であるか、疑わしいということにもなりかねない。しかし、補助金の中で請負業者への支払が多くを占める今回のケースにおいては「領収証」あるいは振込をした通帳の写等、何らかの支払金額が明示された書類の提出を求めるとも不正を防ぐための一手法であると考えられる。

イ しかし、不正を確実に防止するためには、今回、所管課が行った立入調査を、定期あるいは随時実施する、あるいは補助事業者側にいつでも当局からの立入調査が実施される可能性があるという認識や緊張感を持ってもらうことが、不正受

給を防止するためのより確実な方法であると考える。

ウ 補助事業の成果が出ていても、それに本当に見合うコストであったのかどうかについては、書類上の問題だけでは済まされない。IT関係等のコストをよりの確に算定・判断するための方策を今後検討していく必要がある。

エ 今回の補助事業のように事業自体が独立しているものについては、会計簿や通帳を独立してつくるなど、他の事業支出と明確に区分させるよう指導する。

オ 上記②のイについて、補助事業が実際遂行され、補助金の上限額内であったとしても、所管課として、金額の増減が著しかったものについては理由を明確に把握し、書類上明記させておく必要がある。

(2) 病院整備資金融資事業

不適切な制度利用を見抜けなかったのは、融資審査が形式的なものとなっていたことや、融資後の事業の状況確認を病院協会に任せきりにしていたなど、本市としてのチェック機能が制度的に不十分であったということが主要な要因であると考えられる。また、運用面においても不適切な例が見られた。

① 融資審査における課題

融資審査は「横浜市病院整備資金融資審査会」（本市職員、病院協会役員、取扱金融機関役員で構成。以下審査会）で行われており、融資申込者の資格のほか、融資対象事業が融資目的に添ったものであるかどうか、融資限度額以内であるか、融資申込者の返済能力（財務状況や担保の状況）はあるかという視点から審査をしていた。

しかし、実際の審査会は、融資申込者の返済能力の有無を主眼とした取扱金融機関の事前審査を踏まえて行われており、その他の視点については融資申請書類に基づく形式的な審査にとどまっていた。このことが制度の不適切な利用の要因となっていたと考えられる。

また、運用面については、日吉病院に関する審査（平成14年の宿舍整備）において、対象事業が融資目的に合致しないことが融資申請書類からも分かる事例があり、審査会として不適切な判断であったと言わざるを得ない。

②融資実施後の対象事業の状況確認における課題

融資後の状況確認は、融資申請どおりに不動産の取得等がなされたかどうかということや、制度の趣旨どおりに施設の利用等がされているかどうかを確認し、不適切な制度利用を防ぐためには不可欠なものである。

しかるに、本事業における対象事業の状況確認は、完了届及び毎年度末の現況届という形で、融資を受けた者から病院協会に対する報告という形でなされ、本市までは報告がなされないため、本市として問題が把握しにくい仕組みとなっていた。

なお、平成9年6月からは、事業完了後に病院協会が完了検査を行い、報告書を本市に提出し、また、本市も必要に応じて状況を調査するなど、制度的には一定のチェック機能が確保されたが、運用面においては、日吉病院関係の2件（平成14年の療養病床整備及び宿舎整備）について、完了検査報告書が提出されていないという不適切な対応があった。

《改善策》

ア 平成17年度の行政評価における監査事務局からの指摘等を踏まえ、平成18年度からは融資制度全体を見直しており、その中で、融資審査及び融資実施後の対象事業の状況確認についても改善を図っている。（平成18年7月に要綱改正）

まず、融資審査においては、審査における役割分担を明確にし、病院協会に制度の広報、申請受付及び予備的審査を委託するとともに、本市は病院協会からの報告及び融資申請書及び添付資料（登記簿謄本、見積書等）に基づき融資対象事業の認定を行うこととした。また、取扱金融機関は認定事業に対する融資審査を行うこととした。

次に、融資実施後の対象事業の状況確認については、事業完了時に本市として完了検査を行うこととし、本市職員の現地検査を徹底しており、あわせて、現況についても本市として報告を求めることとしている。

イ 虚偽の申込みや、融資後に申請目的以外の転用などを行なった場合の対応として、現在、要綱上では繰り上げ償還の規定があるのみであるが、悪質なケースについてはペナルティを課すというような方策を今後検討していく必要がある。